

川崎市交通局規程第4号

川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程
川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程（昭和40年交通局規程第1
1号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条第2項中「庶務課担当課長（労務担当）」を「庶務課長」
に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。